

令和2年4月20日

保護者の皆様へ

壬生川小学校長 青野 健児

臨時休業期間中の家庭学習について(お願い)

本日、令和2年4月20日(月)から5月6日(水)まで、臨時休業となります。臨時休業期間中の家庭学習について、下記のとおり行いますので、保護者の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1 家庭学習の内容

教科書を基にした予習中心の学習

2 予習中心の理由

本年3月の臨時休業に続き、2度目の臨時休業となりました。今後もいつ臨時休業になるか分からない状況であると思います。何よりも児童が新型コロナウイルスに感染しないようにすることが第一です。

学校といたしましても、臨時休業が続きますと、本年度中に学習すべき内容が履修できるのかどうか危機感をもっています。保護者の皆様も同様の不安を感じておられるのではないかと思います。3月の臨時休業期間中は、復習中心の家庭学習でした。今回の家庭学習は、教科書を基にした予習を中心としています。教科書は、自学自習できるように構成されています。各学年の担任が中心となり、児童の顔を思い浮かべながら、教科書や教材で何とか予習ができるようにと、学習計画プリントを作成し、児童に配付しています。

なお、学校再開後は、基礎・基本を中心に児童の理解度を確認して、学習を進めていきます。

3 家庭学習でのお願い

(1) 電話相談

○ 学習の仕方については、実際に授業で行ったり、児童に説明したりしています。家庭と学校が連携して、児童が学習していて分かりにくいところや、疑問に思うこと等を電話で相談させていただきたいと思います。(もちろん児童が直接電話していただいてもかまいません。)

○ 電話相談の時間帯は、午前9時00分から午後4時00分までです。午後0時00分から午後1時00分は除きます。(FAXでもかまいません。)

(2) 家庭学習の確認

○ 学習計画プリント、教科書や教材やノート等を見て、児童の学習状況の把握をお願いいたします。

4 学校の電話とFAX

電話0898-64-2022

FAX0898-64-2096

裏面に文部科学省「臨時休業の実施に関するガイドライン」を一部抜粋したものを載せています。

Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン (令和2年4月17日改訂版) 一部抜粋

2. 学習指導に関すること

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、地域の感染状況や学校、児童生徒の状況等も踏まえながら、次の(1)に示すICT等も活用した家庭学習と、(2)及び(3)に示す教師による対面での学習指導や学習状況の把握の組合せにより、児童生徒の学習を支援するための必要な措置を講じること。

(1) 家庭学習について

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、学校や児童生徒の実態等に応じ、可能な限り、紙の教材やテレビ放送等を活用した学習、オンライン教材等を活用した学習、同時双方向型のオンライン指導を通じた学習などの適切な家庭学習を課す等、必要な措置を講じること。特に、臨時休業が長期にわたり、令和2年度の教育課程の実施に支障が生じる場合には、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時休業期間中に課すよう、工夫が求められること。

その際、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供いただくことが重要であること。文部科学省においても、児童生徒の円滑な家庭学習を支援する教材等を「子供の学び応援サイト」⁵に随時掲載しており、家庭学習を課す際に本サイトを活用いただくことも考えられること。

⁵ https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm